

令和4年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	議題の内容	回答
1	<p>① カーブミラーの新設について 佐藤鉄工所(下野田125-2付近)前の道路は、傾斜とカーブにより見通しが悪く、事故が発生する恐れがあります。交通安全対策のため、カーブミラーの新設を希望します。</p> <p>② 街路灯の新設について 下野田26付近の道路は、街路灯の間隔が空いており、夜間防犯上の懸念があります。付近の電柱(2か所)に街路灯の新設を希望します。</p> <p>③ ごみ収集所管理の改善について 下野田自治協力会では、自治会館の近くにごみ収集所を設置していますが、近年、世帯数が増え、ゴミの量が多く、管理が困難になっています。 近隣住民による不法投棄(分別が不十分な投棄等)があり、苦慮しているため、良い対策があれば伺いたい。</p> <p>④ 歩行者用信号機の新設について 大門中野田線の交差点(下野田164-1付近)は、大通りを横断する方向には歩行者用信号機が設置されていますが、沿道方向には設置されていません。近年は、通行者も増えた印象がありますので、沿道方向にも信号機の設置を希望します。</p>	<p>①カーブミラーの新設について 要望箇所への道路反射鏡(カーブミラー)の設置ですが、T字交差点正面は民地の出入口となっており、道路反射鏡の設置可能な箇所がございません。このため、現状での設置は難しいところです。 【緑区役所 暮らし応援室】</p> <p>②街路灯の新設について 要望箇所への公衆街路灯の設置につきましては、道路の夜間における交通安全対策及び防犯上の観点から、付近の電柱(2か所)に街路灯の新設が望ましいと考えられますことから、設置に向けて進めております。 【緑区役所 暮らし応援室】</p> <p>③ごみ収集所管理の改善について 世帯数の増加に伴いごみの量も増えて管理が困難になることに対する対策として、地域の人の話し合いにより小規模の収集所に分散化したというケースも伺っております。分散化することにより、1か所あたりのごみ収集所のごみの量が減り、管理もしやすくなり利用者の利便性も高まるという効果が期待できます。 ごみの収集所の分散をご希望の場合は、原則として5戸以上の利用者を集った上で、所轄の清掃事務所あてご相談ください。 なお、収集所の管理の負担を公平に分ち合うため、利用者間の輪番制(収集所の位置を一定の期間で変更)を採用したというケースもあります。 また、近隣住民による不法投棄についての対策として、収集所に啓発看板を掲出して周知する方法があります。啓発看板の作成をご希望の場合は、啓発内容に応じた手作りの看板を作成しますので、廃棄物対策課宛にご相談ください。 ごみ収集所に係る啓発ちらし等の作成は、衛生協力助成金の対象となりますので、積極的にご活用ください。 【環境局 資源循環部 廃棄物対策課】</p> <p>④歩行者用信号機の新設について 歩行者用信号機の追加設置につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。 この要望内容を6月3日(金)に、浦和東警察署交通課の担当者にお伝えいたしました。 【浦和東警察署】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	議題の内容	回答
2	<p>① ごみ収集所の管理について 当自治会管理のごみ収集所に「自治会加入者以外の人」、「市外の人」がごみ収集所に持ち込む人が確認できた場合、どのように対応するべきか。 また、特に自治会区域内に居住しているが、自治会に加入しない「会員以外の人」に対して、どのくらい強く対応できるのか。 例えば、同じごみ収集所に捨てさせないことが可能か。法的根拠を知りたい。 【補足】 ・ごみ収集所の清掃当番を、会員が輪番制で実施している。 ・毎月の班長会議での話題で、『「市外の人」や「会員以外の人」がごみを捨てている。これは不平等であり、このような行為は解消してほしい』等の意見がある。 ・当自治会館は、東川口駅に近く、国道122号線バイパスへの抜け道になっている。また、当自治会館の近くには、川口市のマンションや一戸建て、駐車場(44台)が設置されている状況で、通勤や買い物等のついでにごみが捨てられている。</p> <p>② 区画整理地内の「交通安全施設の設置方法」について 当自治会の地域は、東川口駅に近く、川口市に隣接しており、また、現在も区画整理事業が進められている。このような状況下、路面標示(停止線・破線・十字・T字・文字・実線)やカーブミラー等に設置について、道路管理者として緑区くらし応援室と大門第二特定土地区画整理組合の両者が設置するものがあると聞いているが、どのような条件・方法で設置を決めているのかを伺いたい。特に、道路標示の「停止線」と「破線」の決め方を伺いたい。 (例えば、東西を優先道路とするか、又は南北を優先道路とするか。あるいは、道路幅員により優先道路とするか。)</p> <p>当自治会の交通環境としては、区域内に国道122号線・122号線バイパスや東川口駅に至る通りを東西に結ぶ道路があり、また、大門小学校(近くには越谷街道)と南浦和越谷線(通称:オリンピック通り)とを南北に結ぶ道路が区域の中央にある。朝は東川口駅(東西方向)に向かう通勤・通学の車両と小中学校(南北方向)に通学する徒歩・自転車の学生が各交差点を通過するため、交通ルールが明確でないと危険箇所となっている。再度調査を実施し、交通安全の確保をお願いしたい。</p>	<p>①ごみ収集所の管理について 本市では、家庭系ごみの収集所は各収集所から収集するステーション方式を採用しています。 ゴミ収集所の清潔保持等に関することは、市条例及び要綱で明記されていますが、具体的な利用方法については、利用者間のルールに委ねられているところです。市民生活上、ごみ処理は必要不可欠なものとなりますので、自治会の加入者・未加入者も含めた利用者間の相互協力のもと収集所を利用いただきますようご理解ご協力のほどお願いします。 また、市外からのごみの持ち込みは不適正排出となりますので、現地調査を行い、当該市の所管課へ連絡して解決を図ります。 【環境局 資源循環部 廃棄物対策課】</p> <p>②区画整理地内の「交通安全施設の設置方法」について 原則として交通安全対策の道路反射鏡や路面表示の設置につきましては、道路管理者である緑区役所くらし応援室にて設置いたします。現在、貴自治会区域内では区画整理事業が進行中であることから、くらし応援室と大門第二特定土地区画整理組合が協議を行いながら設置しております。 なお、設置につきましては、くらし応援室と区画整理組合との間で明確な取決め等はございませんが、現状といたしましては、道路反射鏡は緑区役所くらし応援室にて、路面表示は区画整理組合にて設置しております。 また、設置する際には浦和東警察署交通課を交えて合同点検を実施し、埼玉県警察本部の了承を得た上で設置しており、区画整理事業終了後の道路反射鏡の管理や路面表示の修繕につきましては、緑区役所くらし応援室が行います。 次に、道路が交差する十字交差点等の道路の主従関係の判断は浦和東警察署交通課が行います。 なお、同地区内は区画整理事業が進行中であることから、道路形態が刻々と変化することあり、道路環境が整備された時点で、再度浦和東警察署交通課等の関係部署と合同点検を実施して、必要に応じて交通安全対策を講じてまいります。 【浦和東警察署、緑区役所 くらし応援室】</p>
3	<p>・地区内の道路安全対策 大崎2458番地地点のT字路において、たびたび交通事故が発生する場所であり、事故防止対策を要する。 当該T字路は、メインの道路の抜け道となっており、朝夕は交通量が非常に多く、飛ばして通る車が多い。 また、一方、美園中学校方向から接続している。 当該交差点は南側角に倉庫があり、中学校側からT字路に入ると見通しが悪い。 現状、カーブミラーは1つあるが、辻方向しか見ることができず、ミラーが小さい。 4月にも中学校側から来た自転車に乗った学生と国昌寺側から来た車と接触事故があった。早急な安全対策を実施したい。</p>	<p>現在は右見せの道路反射鏡が設置されておりますが、左見せの道路反射鏡も必要であると判断し、今後追加して設置してまいります。 また、交差点付近の交通安全対策といたしましては、緑区役所くらし応援室と浦和東警察署交通課、道路安全対策課にて合同点検を実施して、必要に応じて交通安全対策を検討してまいります。 【緑区役所 くらし応援室】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	議題の内容	回答
4	<p>・速度制限について 美園支所から美園北小学校に至る道路は、道幅が狭く、近隣に小学校、保育園が多数あるにもかかわらず、かなりのスピードで走行する車両が多いので、速度規制をしていただきたい。</p>	<p>当該道路の速度規制につきましては、所管が浦和東警察署交通課となります。各要望内容を6月3日(金)に、浦和東警察署交通課の担当者にお伝えいたしました。 今後、緑区役所くらし応援室と浦和東警察署交通課、道路安全対策課にて合同点検を実施して、必要に応じて交通安全対策を講じてまいります。 【浦和東警察署、緑区役所 くらし応援室】</p>
5	<p>・綾瀬川沿いの交通安全対策について 綾瀬川沿い(美園5-6-1近辺)の道路は、片側が川になっているため車がスピードを出しやすく、実際、高速で走行する車が散見されております。通学路として利用する子供たちも多いことから、高速走行を規制する対策をお願いします。 自治会内では、「該当箇所の速度規制(20km/h以下)ゾーン指定」や「立て看板の設置」などの案が出されています。交通状況の改善が見込める対策を検討いただきたい。</p>	
6	<p>・浦和東部第二8号公園の施設整備について 自治会内にある8号公園は、サッカーなどができるミニグラウンドがあり、道路にボールなどの遊具が飛び出さないよう防護柵が設置されています。しかし、現在の防護柵は以前から不十分であるという指摘が近隣住民から度々寄せられております。 公園周辺の住宅には、ボール等が飛び込んで車や花壇などを傷つけており、遊んでいる子供たちがボールを追って道路に飛び出し、重大な事故につながることも懸念されています。 また、近年はコロナ禍もあって、放課後の活動を制限された中高生が遊んでいる姿も散見されており、彼らによる公園の使用(ゴミのポイ捨てなど)も問題視されております。 そのため、自治会としては以下の2点を早急に対応いただきたい。 ① ボール等が公園外に飛び出さないようにするための防護柵の拡充 ② 公園内に「公園の美化に努めること、周辺への迷惑な遊び方を慎むこと」を記した立て看板の設置</p>	<p>① 防護柵の拡充について 当公園の広場部分には、ボール遊びができるような施設と、ボールが飛び出さないようにフェンスが設置されていますが、西側道路に向けて設置されているフェンスの範囲が狭く、フェンスの脇から公園外へボールが飛び出してしまうような状況にあります。そのため、公園外へボールが飛び出さないよう、西側道路沿いのフェンス両脇にフェンスを拡充していくことを検討してまいります。 ② 公園利用マナーの向上について 当公園の日常パトロール時には利用状況を注視するとともに、公園内に「公園の美化に努めること」や「他の利用者による迷惑となる行為を控えること」などの利用マナーの向上を促す掲示物を検討してまいります。 【都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課】</p>
7	<p>・美園地区コミュニティの在り方と展望について 高齢化に伴う共助の在り方や著しい人口増加、他地域からの転入による共助概念の相違、多様化への対応などの課題をどう導くことが、美園地区にとって望ましいあり方なのか。 具体的には、連合会への加盟の是非を問う自治(協力)会もあると聞かすが、そうした自治協力会をも排他的にせず、良き共助の在り方へ導くためには、何が大切なのかを確認したい。</p>	<p>区役所窓口において、新たに緑区に転入された方のお話を伺う中でも、議題提起いただいた価値観の多様さを実感しております。また、高齢化やコロナ禍による自治会活動の停滞により、自治会の在り方について疑問の声も寄せられております。 そのような中ではありますが、美園地区の皆さまが取り組まれています「防犯活動」に対しまして、若い世代の方々から感謝やご理解の声をいただいております。ご労苦の多い中、大変恐縮ではございますが、「防犯活動」を端緒に、多世代交流が促進され、地域の祭りや敬老事業等に共助の輪が広がることを祈念いたします。 また、緑区役所では地区自治会連合会の活動支援として、交流事業に対する補助金の交付やマスコットキャラクターの派遣等を行っておりますので、ご相談ください。 【緑区役所 区民生活部 コミュニティ課】</p>
8	<p>自主防災組織育成補助金(資機材補助事業)に「コピー機」を追加していただきたい。 防災訓練の計画・実施要綱の作成など日常の防災事業の推進や、災害時の避難所開設情報・避難者情報の掲示等の文書による情報伝達に活用したい。</p>	<p>毎年資機材補助事業の補助対象種類への追加につきまして、防災課内で検討したのち、さいたま市自主防災組織連絡協議会理事会で協議しております。 今回御要望いただきました「コピー機」につきましても、来年度の補助対象種類への追加可否について、課内で検討したのち、理事会で協議させていただきます。 【総務局 危機管理部 防災課】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	議題の内容	回答
9	<p>・浅間下地区の雨水公共下水道のバイパス工事時期について 2021年度尾間木地区懇談会において、浅間下地区の雨水対策に対する下水道計画課の回答は、浅間下地区からの雨水が流れやすくなるよう、梅の郷地区との雨水管との合流箇所において、新たなバイパス管の整備を進めているとの回答がありました。</p> <p>見直しについて、回答を求めます。</p> <p>① 工事の着手時期 ② 工事の完成時期 ③ 工事完了時の排水能力は時間何ミリか。</p>	<p>① 工事の着手時期につきまして、令和4年8月頃を予定しております。</p> <p>② 工事の完成時期につきまして、令和5年3月頃を目標としております。しかしながら、現地調査の結果や現場状況により、完成時期が遅れる可能性も十分ありますので、ご承知おきください。</p> <p>③ 本工事は、さいたま市の整備水準である、時間55.5ミリ相当の排水能力となります。</p> <p>【建設局 下水道部 下水道計画課】</p>
10	<p>・芝川拡張のその後について 芝川土手、越水対策その後の進捗状況を伺いたい。 芝川の拡張は難しいとのことですが、代替え対策としての越水部分のかさ上げや、田んぼの遊水機能の活用等の対策の進捗、さいたま市農業委員会たよりNo62の「4 見沼田圃にかかわる要望」の進捗状況も含めて教えてください。</p>	<p>「見沼田圃にかかわる要望」については、一級河川芝川の管理者である埼玉県に対して、協議会などを通じて、引き続き河川改修や調節池の早期整備を要望しているところです。</p> <p>【建設局 土木部 河川課】</p>
11	<p>・下水道工事の進捗状況や今後の計画について 下山口地区下水道工事を巡って、自治会内で混乱が起きており、心配しております。 下山口自治会に対する説明会（計画・下水道利用（契約）手続き・過剰な訪問セールスに対する問合せ窓口 等）の実施及び資料の配布をお願いします。 班長会議で各班長に説明するとともに、会員に資料を回覧いたします。</p> <p>（背景） 下山口地区でもようやく下水道が整備されましたが、実施（計画）地区は一部の地域のみで、見沼代用水の東側（川口に隣接する地域）及び通船堀から北の地域については、どうなるのか分かっておりません。</p> <p>また、現在進行している工事区域では、工事内容等の資料配布・説明を1軒1軒行っているとのことですが、業者まかせのように見えます。今回の実施区域でない計画段階の地域にも、業者が工事契約を勧めにきている地域があり、どう対応すればよいか問い合わせを受けております。</p> <p>今回の実施区域には、「下水道を利用するにあたって」という黄色の冊子の中に、「契約や過剰な訪問セールス等で困りの場合は、下記までご相談ください」という断り書きがありますが、実施区域以外には配付されていません。</p> <p>工事の説明が、一部地域に限られ、業者まかせになっていることが混乱の原因と考えております。</p>	<p>下山口地区の下水道工事の整備計画につきましては、令和6年度の完了を目指しております。</p> <p>なお、工事の進捗状況や周辺の道路環境等の状況判断で、工事の完了年度に遅れが生じる場合がございます。</p> <p>次に工事の説明方法についてですが、現在、南部建設事務所管内における下水道工事については、原則、住民説明会等は開催しておりません。</p> <p>工事等のご質問については、南部建設事務所下水道建設課へ直接、お問い合わせください。</p> <p>また、工事内容のご説明につきましては、市職員が皆様のご自宅に訪問させていただいております。</p> <p>なお、お留守等でご不在の場合には、後日、市施工業者が個別にご説明させていただく場合がございます。</p> <p>最後に、ご自宅への過剰な訪問セールスの件につきましては、工事区域でない地域に下水道排水設備指定工事店が訪問することについて、市から工事店に対し区域を精査した上で訪問するよう注意を行いますので、該当工事店を下水道維持管理課までご連絡ください。また、契約や過剰な訪問セールスの場合については、さいたま市消費生活総合センターへご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>【建設局 南部建設事務所 下水道建設課】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	議題の内容	回答
12	<p>・新堀の舗装化について 新堀(下山口新田152-2付近から北に延びる水路)の西側は、公園課で年2回除草されているのに、同じ新堀の東側は除草が行われていません。 市の道路課に依頼し、年1回除草を行ってもらうこととなりましたが、ゆくゆくは新堀の東側に接する道路の舗装化を進めていただきたく、お願いします。</p> <p>(背景) 下山口地区は、見沼代用水と芝川・通船堀・新堀、その他多くの農業用水路に囲まれた地域で、5月から6月の田植え時期は、用水や水路端は雑草が生い茂ります。 そのため、通船堀端や県買い上げ遊休地、見沼代用水端等、それぞれその場所を管理している部署で、年2回の草刈が実施されています。 ただし、新堀の東側は、隣接する田畑の持ち主が除草剤等で草が大きくなるように管理していたため、市での草刈は行われていませんでした。 最近になり、非耕作地の増加や隣接する畑の持ち主の高齢化に伴い、草が生い茂る状況となっております。 市の道路課に依頼し、年1回除草を行ってもらうことになりましたが、草が生えずにぬかるみもなくなる処置である道路舗装をお願いするものです。</p>	<p>下山口新田152-2付近から北に延びるFM-63水路脇(東側)の砂利部分につきましては、南部建設事務所河川整備課(以下「河川整備課」という。)管理の水路敷となります。今後は河川整備課で毎年地元からの要望を頂き年1回の草刈りを行ってまいります。 舗装につきましては、当該地は水路用地であるため舗装は行っていません。草やぬかるみの軽減策として碎石等を補充するなどの対策を行って行きたいと考えております。 【建設局 南部建設事務所 河川整備課】</p>
13	<p>・東浦和第二土地区画整理事業について 現在、中丸自治会の管理区域内は、ほぼ区画整理事業が進行中です。 できるだけ早い完了をお願いしたいのですが、今後の計画をお聞かせください。</p>	<p>東浦和第二土地区画整理事業は、JR東浦和駅の北西約1.5kmに位置する約76.7haの区域において、生活道路の整備、公園や調整池の整備等の公共施設の整備改善を行い、宅地利用の増進を図っています。 令和3年度は、道路築造工事を3本実施し、15件の建物等の移転補償を行いました。令和3年度末現在の総事業費に対する進捗率は、57.7%です。令和4年度は、道路築造工事7本、27件の建物等の移転補償を予定しています。 今後の計画は、道路等の整備のため建物等の移転補償をすすめ、都市計画道路を優先とした道路整備と宅地造成を行い、区画整理事業を推進してまいります。 【都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所】</p>
14	<p>・井沼方公園(大間木調整池)の管理について 井沼方公園の水辺と緑に接する憩いの場となるよう、かつて樹木などの寄贈をして整備された公園ですが、近年、生い茂った草木が道路にもはみ出し、枯れ葉が山となっており、景観を損ね、ごみの不法投棄を誘発している状況です。 また、公園内の看板は剥がれ、土砂の流出による調整池の機能低下も懸念されます。 下水道課管理と公園課との協働で、樹木管理・土砂の流出防止をお願いします。</p>	<p>大間木調整池内の管理は下水道管理課で行っており、植栽管理業務にて、一部にはなりますが、定期的に樹木・植栽剪定及び草刈りを行っておりますので、道路にはみ出している草木については順次対応してまいります。 不法投棄につきましても、速やかに回収等の対応ができるよう、パトロールを強化してまいります。 看板及び土砂の流出につきまして、適正に維持管理を行えるよう、順次対応してまいります。 【建設局 南部建設事務所 下水道管理課】</p>
15	<p>・見沼通船堀公園の整備について 緑区の人口は1市に相当する規模であり、また、見沼通船堀はさいたま市有数の国指定史跡であることから、それを誇れるような教育環境整備を行っていただきたい。 具体的には、見沼通船堀の全体像を把握できる施設新設、美園地区や三室地区を結ぶバス交通網・バスターミナルの整備、運動公園の整備により人の交流、健康・スポーツの振興を促進していただきたい。</p>	<p>見沼通船堀公園につきましては、国指定史跡の見沼通船堀と周辺の斜面林を取り込み、見沼田圃の環境に調和した歴史と自然に触れ合える総合公園として整備することを目標としています。 具体的な機能につきましては、今後設計等を行う際に検討してまいります。既存のグラウンドやドッグランは多くの方々に利用していただいておりますので、緑区でも貴重な空間であると認識しておりますので、既存の機能はできるだけ残していく方向で、公園の計画を検討してまいります。 【都市局 みどり公園推進部 都市公園課】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	議題の内容	回答
16	<p>・見沼代用水西縁での橋の架設について 地域住民の利便と市がPRする「日本一の桜の回廊」を見に来た人たちへの利便のため、大牧1446付近に自転車も通行可能な橋を架設していただきたい。</p>	<p>橋りょうの架設につきましては、新たに道路整備を行う際に、河川等を渡る必要がある場合、経済性等を考慮して実施しております。 しかしながら、ご提案の見沼代用水西縁を渡る新たな道路整備や橋りょう整備の計画はないことから、現在架設されている高間ヶ原橋及び大牧橋をご利用いただきますようお願いいたします。 【建設局 土木部 道路環境課】</p>
17	<p>・尾間木内谷公園内の砂場について 尾間木内谷公園内の砂場で、犬猫がふん尿をしまい、不衛生となっています。 砂場周囲に動物の進入を防ぐ囲いを設置してほしい。</p>	<p>既存の砂場においては、新たに砂場へのフェンスの設置はしていないため、既存の砂場における犬猫の糞尿対策としては、公園管理者で砂場を覆うネットを用意し、自治会等の皆様によるネットのつけ外しの協力をいただき、対応しております。ネットの設置を検討する際はご相談ください。 【都市局 みどり公園推進部 南部公園整備課】</p>
18	<p>・緑地帯付近の除草について 市、県道等の業者による除草作業の際、緑地帯内は除草するが、付近の雑草は一切除草してもらえません。対処を望みます。</p>	<p>現在、除草作業は街路樹管理業務と道路除草業務として、南部建設事務所の道路維持課で別発注しております。 街路樹管理業務は年間計画において対応し、道路除草業務はその都度の緊急対応となっているために同時に行うことができません。ご連絡をいただければ、限られた予算の範囲の中ではありますが、状況に応じて対応してまいります。 いただいたご要望については、発注元にお伝えします。 【建設局 南部建設事務所 道路維持課、緑区役所 くらし応援室】</p>
19	<p>ごみ収集所の清掃管理は、多くで自治会会員の方々が週単位で実施しています。 会員以外の方々に対して、ゴミ置き場ではなく、近隣の方々と清掃参加を「さいたま市報」で呼びかけてください。</p>	<p>清掃参加につきましては、例年市報5月号にごみゼロキャンペーンへの参加を促す記事を掲載しております。 また、さいたま市ではごみ拾いアプリを活用した清掃活動を見える化するウェブサイト「さいたまごみゼロ365」を開設しております。 今後も引き続き、「市報さいたま」への掲載をはじめ、「さいたまごみゼロ365」ウェブサイト、ごみ拾いアプリ、ホームページ、ツイッターなどを積極的に活用することにより、環境美化に対するマナー向上に努めてまいります。 【環境局 資源循環推進部 資源循環政策課】</p>
20	<p>・ごみ袋有料化について 市として有料ごみ袋を製作し、指定袋として販売できないか。 売上げの一部を自治会に還元していただき、ごみ収集所の設置費用に充当したい。</p>	<p>有料指定ごみ袋の販売による家庭ごみの有料化については、ごみの発生抑制や減量意識の向上、廃棄物処理における財源として一定の効果がある手法とは認識しておりますが、一方で不法投棄が増加する可能性がある等の課題もございます。 また、学識経験者・環境関連団体等から構成される「さいたま市廃棄物減量等推進審議会」において審議していただいた結果、「ごみの排出量が減少傾向にある現状において市民負担を増やすことは困難であり、『第4次一般廃棄物処理基本計画』の中間目標年度である令和4年度までは有料化以外の減量施策を優先すべき」との答申を得ております。この答申を受け、本市としましては、中間目標の達成状況を注視しながら市民の皆様のご意見等を勘案し、有料化実施の可否について引き続き検討してまいりたいと考えております。 そのため、ごみ有料化やそれに伴う指定袋の製作については、現時点では実施の予定はございません。ご了承のほどお願い申し上げます。 【環境局 資源循環推進部 資源循環政策課】</p>

令和4年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	議題の内容	回答
21	<p>・空き家問題とそれに伴う害虫・害獣問題について 当自治会は、非居住会員を除き、現在42世帯で運営しております。</p> <p>目下の懸案としては、空き家問題とそれに伴う害虫・害獣の発生です。特に、長期間不在の空き家でハクビシンが繁殖している様子があり、近隣の住居内でも見かけるとの報告があります。</p> <p>きわめて不衛生になることもあり、くらし応援室に相談済みですが、根本的な解決に至っておりません。</p> <p>また、長期不在による雑草問題もあり、夏季などは対処に苦慮しています。行政としても対処に限界があると思いますが、有効な対処法はないか伺いたい。</p>	<p>空き家等の適正な管理は、「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」や「空き家等対策の推進に関する特別措置法」により所有者の責務とされています。</p> <p>さいたま市では、管理不全な状態の空き家等が原因で、住民や通行者等に損害を与えた場合、所有者等の責任を問われることがありますので、適正に管理していただくための取組を行っております。</p> <p>今回の件につきましては、土地と家屋の所有者の確認作業を行っているところです。所有者が確認でき次第、空き家の適正な管理をしていただくよう指導していく予定です。</p> <p>また、空き家の所有者等が抱える様々な相談に対しワンストップで適切な助言・提案を行う相談窓口がありますので、環境創造政策課にお問い合わせいただければと思います。</p> <p>【環境局 環境共生部 環境創造政策課、緑区役所 くらし応援室】</p>